

能美市中小企業設備投資促進助成金交付要綱

平成17年2月1日

告示第82号

(目的)

第1条 この告示は、市内中小企業の設備投資に係る費用の一部を補助することにより、市内中小企業の設備投資意欲の向上と経営基盤の強化を図ることを目的とする。

(助成金の交付対象者)

第2条 能美市中小企業設備投資促進助成金(以下「助成金」という。)は、次に掲げる者に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(1) 一般社団法人石川県鉄工機電協会(以下「鉄工機電協会」という。)の延払による機械設備貸与制度又は公益財団法人石川県産業創出支援機構(以下「産業創出支援機構」という。)の中小企業設備導入支援設備貸与制度の設備貸与を受ける者で、次のいずれにも該当するもの及び市長が特に必要と認めるもの(以下「制度利用事業者」という。)

ア 市内において、1年以上継続して事業を営んでいる者で、かつ、市内の事業所に当該貸与に係る設備を設置したもの

イ 能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例(平成22年能美市条例第29号)第2条第2項各号に掲げる市税等を完納している者

(2) 前号に掲げる者に対し、設備の貸与を行った鉄工機電協会

(助成金の交付対象経費)

第3条 助成金の交付対象経費は、制度利用事業者に対する助成にあつては、鉄工機電協会又は産業創出支援機構の設備貸与に係る貸与料及び割賦損料(以下「割賦損料等」という。)とし、鉄工機電協会に対する助成にあつては、当該貸与に係る経費とする。ただし、当該貸与に係る延滞利息及び繰上償還に係る割賦損料等は、対象としない。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、別表に定める額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 助成金は、申請により毎年度1回交付するものとする。

(助成金の申請及び実績報告)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、当該年度末までに能美市中小企業設備投資促進助成金交付申請及び実績報告書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。これを過ぎた場合は、助成金の交付を受けることができない。

2 制度利用事業者は、申請書に設備貸与を受けた団体の発行する当該年度の割賦損料等の支払証明書を添付するものとする。

3 制度利用事業者が次年度以降の申請を行う場合は、新たに当該貸与に係る設備の記載された固定資産課税台帳(償却資産)の写しを添付するものとする。

(助成金の交付決定)

第6条 前条の規定により、助成金の交付申請及び実績報告があった場合は、市長は、内容を審査し、適当と認められたときは、助成金額を決定し、能美市中小企業設備投資促進助成金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)を申請者に通知する。

(助成金の請求)

第7条 前条の交付決定及び額の確定を受けた者(以下「請求者」という。)は、市長の指定する期限までに、能美市中小企業設備投資促進助成金請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第8条 助成金の支払は、前条の請求により1年度分に相当する額を一括して支払うものとする。

2 請求を受けた助成金に係る期間中において、請求者が第2条に規定する交付対象者でなくなったときは、当該年度及び次年度以降の助成金は、交付しないものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定を取り消し、又は助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、助成金を受けたとき。

(2) この告示に違反したと認められるとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の寺井町中小企業設備投資促進助成金交付要綱(平成12年5月1日。以下「合併前の告示」という。)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示によりなされたものとみなす。
- 3 この告示の規定にかかわらず、平成17年3月31日までに決定を受けたものに係る助成金の支払については、なお合併前の告示の例による。

附 則(平成18年5月23日改正 告示第52号)

(施行期日)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成19年7月12日改正 告示第82号)

(施行期日)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成23年4月1日告示第66号)

(施行期日)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成29年6月1日告示第100号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前にこの告示による改正後の能美市中小企業設備投資促進助成金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定によりなされた手続、その他の行為は、改正後の要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和3年3月31日告示第91号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和3年11月1日告示第176号)

(施行期日)

1 この告示は令和3年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の規定にかかわらず、令和3年10月30日までに設備貸与を受けたものに係る助成金の交付については、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

対象者	一般社団法人石川県鉄工機電協会の延払いによる機械設備貸与制度を利用した者	公益財団法人石川県産業創出支援機構の中小企業設備導入支援設備貸与制度を利用した者	一般社団法人石川県鉄工機電協会
助成金額	次の式により算定する。 当該年度割賦損料等支払額× 0.5%÷割賦損料等利率	次の式により算定する。 当該年度割賦損料等支払額× 1.5%÷割賦損料等利率	次の式により算定する。 当該年度に係る貸与先企業の割賦損料等× 0.5%÷割賦損料等利率
助成金限度額	1企業につき30万円/年度	1企業につき60万円/年度	1企業につき30万円/年度
助成期間	設備の貸与を受けた日から7年間	設備の貸与を受けた日から3年間	当該設備の貸与を行った日から7年間